



# 杭残して悔い残さず!!

## シリーズ

# 地籍調査 ③

### 地籍調査の進め方(流れ)



※ 1つの地区をおおむね3年かけて行います ※





**1年目**

①住民への説明会  
調査に先立って、住民への説明会を実施します。

②一筆地調査  
土地所有者等の立会により、境界等の確認をします。

**2年目**

③地籍測量  
地球上の座標値と結びつけた、一筆ごとの正確な測量を行います。





成果の認証(県・承認(国))

⑥登記所への送付  
登記所では、登記簿が書き改められ、地籍図が備え付けられます。

⑤成果の閲覧・確認  
地籍簿と地籍図の案を閲覧にかけ、誤り等を訂正する機会を設けます。

**3年目**

④地籍測定・地籍図等作成  
各筆の筆界点をもとに、正確な地区を作り、面積を測定します。



地籍調査の推進にご理解とご協力をお願いします。

産業建設課地籍調査担当 ☎8 2 - 1 2 2 2